

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う空港法施行規則の一部を改正する省令案に対する パブリックコメントの募集について

1. 背景

平成20年の通常国会（第169回国会）において、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港の区分制度の見直し、空港供用規程の策定、空港機能施設事業の指定制度の導入、空港保安管理規程の策定等の措置を講ずることを内容とする空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立したところである。

今般、法公布時に、施行期日が到来していなかった改正法の規定のうち、空港機能施設事業者の指定に関する規定については、平成21年1月1日より指定に係る申請を行うことができるとされていることから、当該規定における省令事項を定めるため、空港法施行規則（昭和31年運輸省令第41号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

空港法施行規則の一部改正

- ・ 空港機能施設事業を行う者としての指定の申請（空港法第15条第1項関係）
- ・ 指定空港機能施設事業者の氏名又は名称及び住所等の公示の方法
（同法第15条第3項、第5項）
- ・ 指定空港機能施設事業者の名称等の変更の届出（同法第15条第4項関係）
- ・ 旅客取扱施設利用料の上限の認可の申請（同法第16条第1項関係）
- ・ 旅客取扱施設利用料の届出（同法第16条第3項関係）
- ・ 指定空港機能施設事業者の合併又は分割の認可の申請
（同法第17条第1項関係）
- ・ 区分経理の方法（同法第18条関係）

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	： 平成20年12月中（予定）
施	行	： 平成21年1月1日（予定）